

平成23年 10月24日

平成23年度 水槽診断士更新講習受講対象者の皆様へ

財団法人 ベターリビング

『平成23年度 既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習』のご案内（案）

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さてこの度、財団法人ベターリビング^{*1}は日本給水タンク工業会より「水槽診断士認定制度」の移管を受け、制度の運営をすることになりました。

制度の移管に伴い、日本給水タンク工業会の水槽診断士認定資格者で更新対象の方には、当財団で実施する更新講習を受講していただき、既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）^{*2}として登録をいたします。

更新対象者の受講につきましては、従来「やむを得ず受講できなかったものは加盟会社の承認をもって1年のみ有効とし次回の更新講習会を受講するものとする。」となっていましたが、制度移管に伴い「有効期間満了の前1年又は2年以内に財団が行う登録の更新のための講習を修了し、有効期間満了の1月前までに登録の更新の申請をして、登録の更新を受けるものとする。」に変わりましたので、今回の講習は2007年度水槽診断士資格取得者も対象になります。

なお今年度については、昨年度に水槽診断士認定制度規程（日本給水タンク工業会）の第6条-3 第3項を適用された方（やむを得ず受講できなかったもので加盟会社の承認を得たもの）は、制度移管に伴う特別措置として、今回の更新講習を受講することができます。

※2006年度水槽診断士資格取得者（認定講習受講から5年目に当たる者）についても、来年度同様の措置をいたします。

従って今回の更新講習受講対象者は次の①～③の該当者であり、対象者には、更新講習について本書にてご案内しています。

- ① 2005年 水槽診断士資格取得者で未更新者（制度移管に伴う特別措置対象者）
- ② 2006年 水槽診断士資格取得者
- ③ 2007年 水槽診断士資格取得者（制度移管に伴う新たな更新講習受講対象者）

財団法人ベターリビングの更新講習を修了し、既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）として登録された方は、消費者に信頼される技術者として認めていただくことができます。また当財団より登録証（カード）が交付され、当財団のマークを使用した名刺及びパンフレット等を使用して営業活動をすることができます。

つきましては別添「更新講習会開催要領」のとおり本年度の更新講習を開催いたしますので、受講のうえ更新登録の手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

敬具

※1 財団法人ベターリビング

1973年に建設大臣の許可を得て設立され、優良住宅部品（B L部品）認定事業や住宅や部品・部材の評価、試験などをおこなっている財団法人です。

※2 既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）

第三者機関である当財団が定めた「既設特定住宅部品診断基準」により、適切な診断を行う専門技術者で、当財団のホームページに氏名等が公表されます。

【参考】制度の移管に伴い更新講習について変わった部分（抜粋）

移管前（日本給水タンク工業会）	移管後（財団法人 ベターリビング）
水槽診断士認定制度規程	特定住宅部品にかかる優良取替事業等推進規程
第6条-1第2項 登録証の有効期間は、発行日より5年間とする。	第28条第1項 既設部品診断士の登録の有効期間は、5年とする。
第6条-3 第1項 5年毎の有効期間満了前に講習を修了することにより、更新の登録ができる。更新の登録及び更新講習の時期や手続き方法については、事前に案内するものとする。	第2項 既設部品診断士（水槽診断士）が、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、 <u>有効期間満了の前1年又は2年以内に財団が行う登録の更新のための講習を修了し、有効期間満了の1月前までに登録の更新の申請をして、登録の更新を受け</u> るものとする。
第3項 <u>やむを得ず受講できなかったものは加盟会社の承認をもって1年のみ有効とし次の更新講習会を受講するものとする。</u>	

本年度の更新講習受講対象者は、以下となります。

- ①2005年度 水槽診断士資格取得者で未更新者……制度移管に伴う特別措置対象者
(昨年度更新講習を受講すべきであったが、やむを得ず受講できなかったもので加盟会社の承認を得たもの)
- ②2006年度 水槽診断士資格取得者
(認定講習受講から5年目に当たる者)
- ③2007年度 水槽診断士資格取得者……制度移管に伴う新たな更新講習受講対象者
(本来来年度が5年目の更新講習受講だが、4年目に受講できる者)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
①2005年度 資格取得者	○					◎	△		有効期間5年
②2006年度 資格取得者		○					◎		有効期間5年 有効期間4年
③2007年度 資格取得者			○				▲		◎ 有効期間5年

凡例：○認定講習 ◎更新講習（5年目更新）△更新講習（1年延長）▲更新講習（4年目更新）

※2006年度 水槽診断士資格取得者が来年受講した場合は、有効期間が4年間となります。

更新講習会開催要領

1. 開催日時及び開催場所

*①、②いずれか最寄の会場にて受講願います。

① 平成23年11月30日(水) 大阪会場 (社団法人 中央電気倶楽部)

大阪市北区堂島浜2-1-25

【大阪会場受付：9時40分 講習会：10時～12時15分】

② 平成23年12月 7日(水) 東京会場 (飯田橋レインボービル2F 中会議室)

新宿区市谷船河原町11

【東京会場受付：9時40分 講習会：10時～12時15分】

2. 受講対象者

2005年 水槽診断士資格取得者で未更新者 (制度移管に伴う特別措置対象者)

2006年 水槽診断士資格取得者

2007年 水槽診断士資格取得者 (制度移管に伴う新たな更新講習受講対象者)

3. 更新講習受講料・水槽診断士更新登録料

7,000 円 (更新講習受講料5,000円+水槽診断士更新登録料2,000円)

4. 講習会受講・登録申込

① 受講希望者は、財団法人ベターリビングのホームページ (<http://www.cbl.or.jp>) より「水槽診断士更新講習・登録申込書」、「水槽診断士更新講習受講票」及び「水槽診断士更新講習整理票」をダウンロードし、必要事項を記入してください。

「水槽診断士更新講習整理票」の所定の欄に写真(縦3.0cm、横2.5cm、単身、脱帽、正面上半身のもの、裏面に氏名を記入)を貼付してください。

② 更新講習受講料・更新登録料(7,000円)を指定の銀行口座に振り込み、振込金受領書(銀行発行)のコピーを「水槽診断士登録講習・登録申込書」の裏面に貼付してください。

指定の銀行口座

銀行名：みずほ銀行	支店名：丸の内中央支店	口座の種類：普通
口座番号：1013401	口座名義人：財団法人ベターリビング	

(振込手数料は、受講者側でご負担願います。)

③ 「水槽診断士更新講習・登録申込書」、「水槽診断士更新講習受講票」及び「水槽診断士更新講習整理票」を下記申込先まで郵送してください。

5. 申込受付締切日

平成23年11月16日(水)

6. 受講票の送付

受講申込書を確認後、本人宛に受講票を送付いたします。

※11月23日(水)までに受講票が届かない場合は、下記までご連絡ください。

7. 講習会プログラム

別紙を参照してください。

【申込先・問い合わせ先】

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 6階

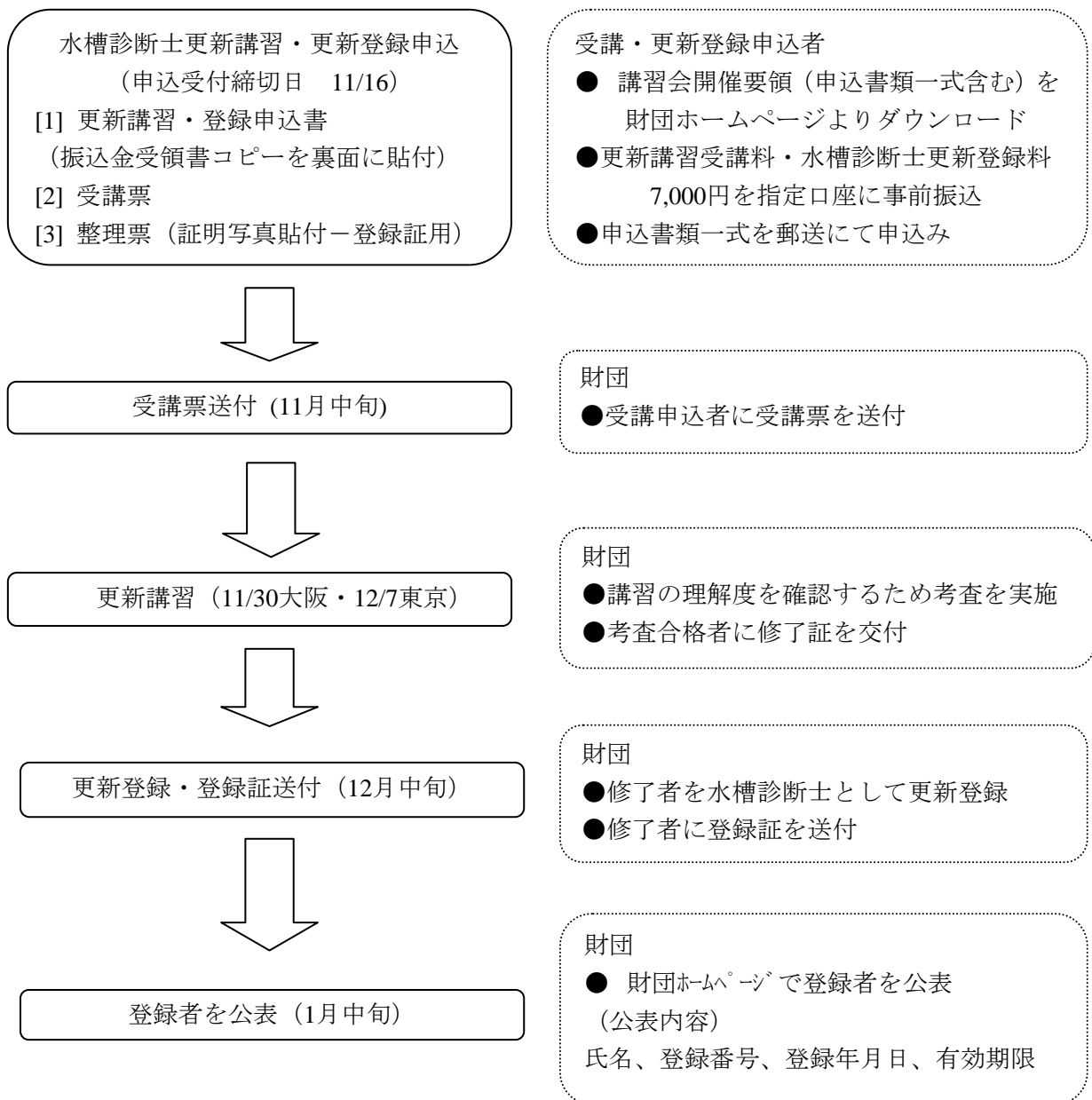


財団法人 ベターリビング 企画開発部

水槽診断士講習係 高橋 TEL03-5211-0595 FAX03-5211-0593

以上

【参考】水槽診断士更新登録までの流れ



既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）更新講習プログラム

〈大阪会場〉 日時：平成22年 11月 30日（水）

会場：社団法人 中央電気倶楽部
大阪市北区堂島浜2-1-25

〈東京会場〉 日時：平成23年 12月 7日（水）

会場：飯田橋レインボービル 2F 中会議室
新宿区市谷船河原町11

受付時間： 9：40～10：00

10：00～10：05

挨拶

10：05～10：15

既設特定住宅部品にかかる診断事業制度について

10：15～11：45

技術講習 (1) 最近の法律関係
(2) 診断マニュアルの実践編
(3) その他

11：45～12：05

修了考査

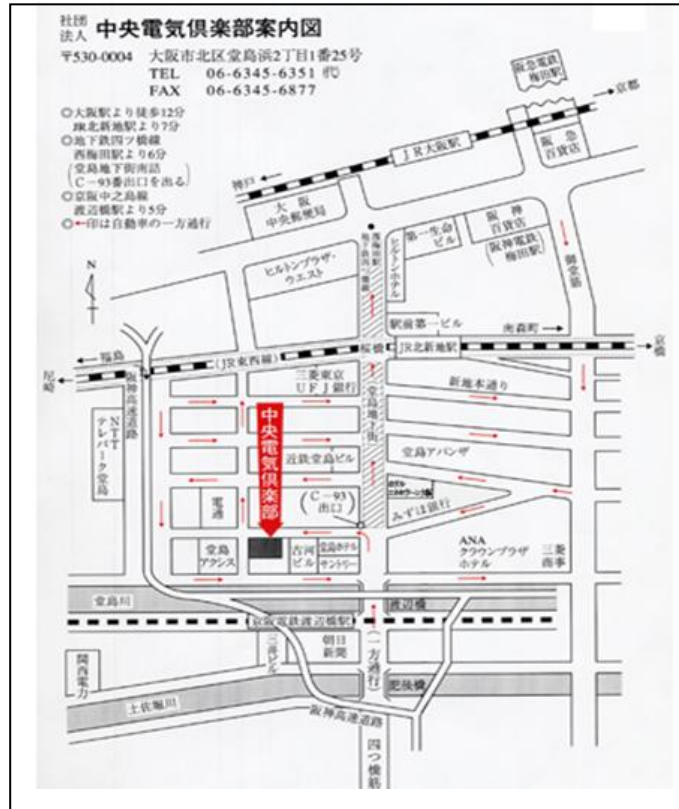
12：05～12：15

修了書交付

※プログラムは変更する場合があります。

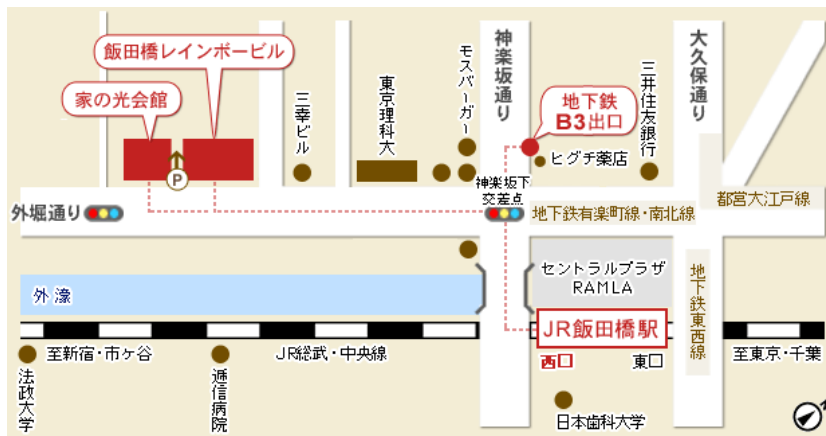
【当日緊急連絡先：080-1051-0052 高橋】

〈大阪会場〉



- ◎大阪駅より徒歩約12分
- ◎JR北新地駅より徒歩6分
- ◎地下鉄四ツ橋線西梅田駅より徒歩6分
- ◎京阪中之島線渡辺橋駅より徒歩5分

〈東京会場〉



〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町11
 TEL 03-3260-4791

JR 飯田橋駅西口 下車5分
 地下鉄 有楽町線・東西線・南北線 飯田橋駅神楽坂 B3出口 下車5分